

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント㈱
目次		ページ
告 示		
○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正（法制文書課）		21
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）		21
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）		21
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）		21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）		21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）		22
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（技術管理課）		22
○道路の供用の開始.....（道路課）		23
告 示		
北海道告示第515号 平成6年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）の一部を次のように改正する。 平成21年7月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 職業訓練指導員試験の項中「及び後志支庁小樽商工労働事務所」を削る。		
北海道告示第516号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年7月2日、永山土地改良区の定款の変更を認可した。 平成21年7月14日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第517号 次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。		
平成21年7月14日		
北 海 道 公 報		
平成21年7月14日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
地区名 事業 の 種 類 完了年月日		
寧 楽 防災ダム		平成21. 3. 25
小 平 中山間地域総合整備（農道）		同 17.11.30
同 同 （暗きょ）		同 17.12.20
同 同 （農業用排水）		同 18. 9.15
中央幕別 畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良）		同 19.12. 3
十 弗 西 畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（土層改良、暗きょ排水）		同 19.11.20
北海道告示第518号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成21年7月14日 北海道知事 高 橋 はるみ		
1 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字森川町302の1・317の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、302の7、302の22、302の23、302の29、317の26、317の93、317の94		
2 保安林として指定された目的 風害の防備		
3 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）		
北海道告示第519号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成21年7月14日 北海道知事 高 橋 はるみ		
1(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所		
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備		
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。 ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市		

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 北斗市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 河東郡上士幌町・上川郡新得町（以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上士幌町・新得町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第520号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年 7月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松前町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第521号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 7 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道土木工事設計積算電算システム外機器の賃貸借 一式（1 月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成21年 6 月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社H B A
 - (2) 住 所 札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1 番地 8
- 4 落札金額
5,973,450円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年 5 月15日付け北海道告示第368号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道建設部建設管理局技術管理課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成21年 7 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 仁別大曲線	北広島市大曲工業団地 6 丁目 3 番 3 地先から 北広島市大曲204番 1 地先まで	平成21. 7. 14

